

iD会員特約

第1部 一般条項

第1条(定義)

「iD決済システム」(以下「本決済システム」という)とは、非接触IC技術を活用したクレジット決済システムをいいます。

「iD媒体」とは、本決済システムを提供する媒体のことを指し、以下の種類があります。

- ①非接触IC技術を用いた機能を搭載した携帯機器(以下「iD携帯」という)
- ②会員規約に基づき会員に発行するクレジットカードとして、会員規約に定めるクレジットカードの機能(以下「クレジットカード機能」という)と本特約に定める本決済システムでの利用機能の双方を備えた一枚のカード等(以下「一体型カード」という)
- ③会員規約に基づき会員に発行するクレジットカード(第7条第1項に定める決済用カードをさす)とは別の、本決済システムでの利用機能を備えたカード等(以下「専用カード」という)

第2条(iD会員)

1. 九州カード株式会社(以下「当社」という)が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員(以下「会員」という)で、本特約及び九州カード会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をiD会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. iD会員には、本決済システムを使用するiD媒体によって、それぞれiD会員(携帯型)、iD会員(一体型)及びiD会員(専用型)があります。
3. 当社はiD会員(一体型)に対しては、一体型カードを発行し、iD会員(専用型)に対しては、専用カードを発行し、貸与します。但し、一部一体型カードを発行できないクレジットカードがあります。
4. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員がiD会員である場合に限り、当社は当該家族会員をiD会員とするものとします。但し、会員がiD会員(一体型)の場合は、この限りでないものとします。
5. 本会員は、iD会員である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任(利用金額の支払義務を含む)を負うものとします。この場合、iD会員である家族会員は、当社が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等(本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む)を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。
6. 本会員は、iD会員である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害(iD会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。
7. iD媒体は、iDの商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。iD媒体が廃止又は変更される場合、当社は、当該iD媒体を利用しているiD会員に対し、当社が適当と認める方法で告知するものとし、iD会員が求める場合またはiD会員が所定の期間内に異議を述べない場合には他のiD媒体を代わりに発行することができるものとし、その場合、当該iD会員は代替りのiD媒体の発行に同意したものとみなします。

第3条(発行手数料)

iD会員は、一体型カード又は専用カード(以下まとめて「本カード」という)が発行された場合、当社所定の発行手数料を支払うものとします。尚、支払われた発行手数料は、当社の責に帰す事由により退会又は会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず、返還しません。

第4条(暗証番号)

1. 当社は、iD会員より申出のあったiDの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合又は当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。
2. iD会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iDの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、iD会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第 5 条 (iD 媒体の利用)

1. iD 会員は、iD 媒体を当社所定の方法で使用することにより、本決済システムの利用が可能な加盟店(以下「iD 加盟店」という)での支払い手段とすることができます。
2. iD 会員は、第 7 条第 1 項で定める決済用カードの代わりに iD 媒体を用いて当社が別途指定する ATM 等において当社所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシングリボとして、当社から現金を借り受けることができます。また、iD 会員は、会員規約に定める方法以外に、当社が別途指定する ATM 等において iD 媒体を用いて当社所定の操作を行うことにより、キャッシングリボの借入金の全部又は一部を繰上げて返済することができます。但し、本決済システム又はこれに関連するシステムの仕様上、本項に定めるキャッシングリボのサービスが受けられない場合があるものとします。

第 6 条 (iD 媒体の管理)

1. iD 会員は、iD 媒体を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD 会員本人以外の第三者に iD 媒体による本決済システムの利用をさせてはなりません。
2. iD 会員は、iD 媒体内に装備された IC チップ及びアプリケーションにつき、変造、偽造、複製、分解、解析等を行ってはなりません。
3. iD 会員が前 2 項に違反したことにより iD 会員本人以外の第三者が iD 媒体を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員本人の利用とみなします。

第 7 条 (ご利用代金の支払い)

1. 本会員である iD 会員は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従い、iD 会員が予め指定する決済用のクレジットカード及び一体型カードのクレジットカード機能(以下「決済用カード」という)の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いのうち iD 加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として 1 回払いに関する会員規約を準用します。但し、決済用カードの支払区分が「いつでもリボ」及び「あとからリボ」の場合は会員規約第 31 条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」、及び「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第 32 条の定めに基づき支払うものとします。

第 8 条 (海外利用代金の決済レート等)

本決済システムの海外の iD 加盟店での買物ご利用代金は、取引時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

第 9 条 (ご利用枠)

1. iD 会員は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりに iD 媒体を第 5 条に定めるとおり利用できるものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定ことができ、iD 会員はこれに従うものとします。
3. iD 会員は、当社が適当と認めた場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えて、iD 媒体を本決済システムで利用できるものとします。その場合も、iD 会員は当然に支払いの責を負うものとします。

第 10 条 (紛失・盗難)

1. iD 会員は、iD 媒体又は iD 会員情報(第 20 条第 1 項で定める。以下同じ)が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により本決済システムにおいて他人に不正利用された場合、会員は、本決済システムでの当該利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. iD 会員は、iD 媒体又は iD 会員情報が紛失・盗難にあった場合、直ちにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

第 11 条 (会員保障制度)

1. 前条第 1 項の規定にかかわらず、当社は iD 会員が紛失・盗難により他人に iD 媒体又は iD 会員情報を不正利用さ

れた場合であって、前条第 2 項の警察並びに当社への届出がなされたときは、これによって iD 会員が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。

2. 保障期間は、iD 媒体の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - (1) iD 会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) iD 会員の家族・同居人・当社から送付した本カード又は第 19 条に定めるアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4) iD 会員が本条第 4 項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失・盗難又は被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) 暗証番号入力を伴う取引についての損害(但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)
 - (7) iD 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が iD 会員の過失に起因する場合
 - (8) 前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害
 - (9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (10) その他本特約及び会員規約の違反に起因する損害
4. iD 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社がてん補に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第 12 条(有効期限)

1. 本カード及び iD 会員情報の本決済システムにおける有効期限は、当社が指定するものとし、有効期限は書面、電子メール、又は本カードの券面に記載する方法その他当社所定の方法により通知する年月の末日までとします。
2. 有効期限の 2 ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き iD 会員として認める場合には、新たに本カードを送付又は通知します。但し、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
3. iD 会員(携帯型)は改めて第 20 条に準じて会員登録を行うものとします。なお、本決済システムの利用状況によっては、iD 会員に事前に通知することなく、iD 会員を退会させることができるものとします。
4. iD 会員は有効期限経過後の本カードを直ちに裁断破棄するものとします。

第 13 条(退会、会員資格の取消)

1. iD 会員が iD 会員を退会する場合は、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. iD 会員が退会などにより決済用カードに関する会員としての資格を失った場合は、同時に iD 会員としての会員資格を失うものとします。
3. iD 会員は iD 会員としての会員資格を取り消された場合又は退会した場合、速やかに本カードを裁断破棄、又は当社に返却するものとします。

第 14 条(再発行)

当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD 会員が当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD 会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

第 15 条(利用停止措置)

当社は、iD 会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合又は iD 媒体若しくは決済用カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員に通知することなく、iD 媒体による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD 会員は予めこれを承諾するものとします。

第 16 条(本サービスの中止、一時停止)

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、iD 会員に対する事前の通知なく、本決済システムにおける iD 媒体の取扱いの中止又は一時停止することができます。この場合、当社は、本決済システムにおける iD 媒体の取扱いを中止又は一時停止することにより、iD 会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおける iD 媒体の取扱いが困難であると当社が判断した場合。

(2) その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情で本決済システムにおける iD 媒体の取扱いの中止又は一時停止が必要と判断した場合。

第 17 条(特約の変更、承認)

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、又は新特約を送付した後に iD 媒体を本決済システムで利用したときは、変更事項又は新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第 18 条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

第 2 部 iD 会員(携帯型)に関する特別条項

第 19 条(iD 会員番号とアクセスコードの発行)

1. 当社は、iD 会員(携帯型)に対し、iD 会員番号及びアクセスコードを発行し、当社所定の方法により通知するものとします。
2. iD 会員(携帯型)は当社から通知された iD 会員番号及びアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用及び管理するものとし、iD 会員(携帯型)本人以外の第三者に使用させてはなりません。
3. iD 会員(携帯型)は、第 20 条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、又は盗難された場合には、直ちに当社にその旨届け出るものとします。
4. 第三者が、アクセスコード及び第 4 条に定める暗証番号(以下「指定暗証番号」という)を使用して第 20 条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員(携帯型)本人の利用とみなします。

第 20 条(会員情報登録)

1. 当社は、iD 会員(携帯型)に対しアクセスコードを通知することにより、iD 会員が本決済システムで使用する自己の管理する携帯機器に対して、本決済システムの利用に必要な情報(以下「iD 会員情報」という)を登録(以下「会員情報登録」という)することを承認します。なお、iD 会員(携帯型)は、当社が指定する所定の期間(以下「会員情報登録期間」という)内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、又は一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当社に届出のうえ当社の承認を得るものとします。
2. iD 会員(携帯型)は、当社が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要なアプリケーション等(以下「アプリケーション」という)を、当社所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコード及び指定暗証番号を入力するなどの当社所定の方法により会員情報登録するものとします。但し、携帯機器が予め会員情報登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定手続きは省略できるものとします。
3. iD 会員(携帯型)は前項の手続きに先立ち、自己の責任及び費用負担において、本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯機器の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結及びその他本決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
4. iD 会員(携帯型)が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部又は全部が制限される場合があります。

第 21 条(iD 会員情報の削除)

1. iD 会員(携帯型)は、前条 2 項に定める手続きを行い、会員情報登録が完了した携帯機器につき機種変更若しくは修理又は第三者に対する譲渡、貸与、担保提供若しくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法により

その旨届け出るものとし、あわせて iD 携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。

2. iD 会員(携帯型)は iD 会員(携帯型)としての会員資格を取り消された場合又は退会した場合、速やかに iD 携帯に登録されている iD 会員情報を削除するものとします。
3. 本条の措置を行わなかったことにより第三者が iD 携帯を本決済システムで利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員(携帯型)本人の利用とみなします。

第 22 条(アクセスコードの再発行)

1. 当社は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失若しくは盗難等、又は iD 携帯の機種変更、紛失、盗難又は破損等の理由により、iD 会員(携帯型)が iD 会員番号及びアクセスコードの再発行を希望し当社が適当と認めた場合には iD 会員番号及びアクセスコードを再発行します。
2. 前項の場合、iD 会員(携帯型)は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第 20 条に準じて会員登録を行うものとします。

第 23 条(免責)

1. 当社は、iD 会員(携帯型)が iD 携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、iD 携帯の各種機能又は iD 携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、iD 会員(携帯型)又は第三者に損害が発生した場合でも、当社に故意又は重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
2. 当社は、本特約に別途定める場合を除き、iD 携帯及び iD 携帯に装備された IC チップ等の欠陥、品質不良等の原因により iD 会員(携帯型)が iD 携帯を使用して本決済システムを利用することが出来ない場合でも、責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重過失による当社が指定するアプリケーションの欠陥、品質不良等によることが明らかなる場合はこの限りではありません。

附則

iD 会員(ケータイ型)は iD(携帯型)に名称変更しております。

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約(iD 会員)

第1条(用語)

本特約に定める用語は、「iD 会員特約」及び「iD 会員(携帯型)に関する特別条項」における場合と同じ意味を有するものとします。

第2条(同意)

1. iD 会員(携帯型)は、iD 会員(携帯型)からのお問合わせに対する対応、会員情報登録状況の管理のため、下記①から③の情報について、当社が保護措置を講じた上で収集(携帯電話通信業者が当社に使用携帯機器に関する情報を提供し、当社が当該情報の提供を受けることを含む)・保有・利用することに同意します。
 - ① 使用携帯機器に関する情報(携帯機器本体内の IC カード固有の番号、携帯電話契約者番号、機種名・製造番号等の通信機器本体に関する情報をいいます)
 - ② 使用携帯機器への指定アプリケーションの登録状況
 - ③ iD 会員情報の登録状況
2. iD 会員(携帯型)は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。
 - ① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - ② 市場調査、商品開発
 - ③ 宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
 - ④ 当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
 - ⑤ 当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援す

るデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること
(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。

第3条(同意条項の準用及び本特約の位置付け及び変更)

1. 本特約は、iD 会員特約の一部を構成し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」(以下「同意条項」という)に追加して適用されます。
2. 本特約第2条に定める事項については、同意条項第4条、第5条、第7条から第11条を適用するものとします。この場合、同意条項の「第1条第1項」は「本特約第2条第1項」に、「第1条第2項」は「本特約第2条第2項」に、それぞれ読み替えるものとします。
3. 本特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

(2025年4月改定)